

(株) ユーラスエナジージャパン
事業開発第二部長 ○○○様

2009年4月21日

「風力発電問題研究会」 S

(仮称) 西伊豆船原風力発電事業に関する騒音・低周波音環境影響調査結果を
補足(案)として再縦覧に付することを求める要望書

謹啓

青葉にうつろう季節になりました。貴職にはますますご清栄のことお慶び申し上げます。

過日、当会が送付させていただいた表記事業における騒音・低周波音の環境影響調査に関する「申し入れ書」および「質問と要望書」に対してご回答をいただきありがとうございます。また、申し入れと要望の多くをご採用くださるとのことには感謝申し上げます。このことで測定予測結果がより正確に実態を反映するものとなると確信しております。

ところで要望のなかでももっとも大切な騒音・低周波音の測定予測評価の再縦覧は、なぜかお聞き入れいただけませんでした。NEDOのマニュアルに掲げられている調査項目のなかで重要度の高い騒音・低周波音が調査対象項目外とされ、先の環境影響評価書(案)には記載されず、住民は、縦覧できずに意見を述べる機会が与えられていないのですから、表記のように当項目の予測評価結果に限って再縦覧に付することを求める当会の要望は適切と考えます。正確に言えば再縦覧ではなく補足縦覧というべき性格のものといえます。

環境には音環境も含まれます。風車建設による音響環境の変化は、景観や生態系以上に、近隣住民の生活に直結し、健康などへの多大な影響が心配されるものです。それを調査評価対象項目から除外してしまった以上、予測評価をおこなったうえで、結果を住民に開示し、意見を求めるのは当然のことと考えます。環境影響調査方法書縦覧の段階で問題とされなかったとしても、住民の多くは、方法書の何たるかを理解しておらず、広報にも問題があるなどして縦覧が周知されないまま、後から説明を聞かされて初めて問題の重要性に気づくのが実情です。さらに環境影響評価書の閲覧段階まで知らされずに至れば、工事は始められ、結果として風車建設後に、住民は、聴こえない音、あるいは聴こえにくい音に曝露されて生活・健康に支障をきたし、さまざまな困難に直面することになる可能性があります。それでは遅いからこそ、貴社には慎重な調査と丁寧な説明が求められているのです。それは貴社が果たすべき近隣住民への責任と考えます。

貴社は風力発電業界を代表する企業です。他所における施設建設では、当会からみれば多少問題はありましたが、NEDOのマニュアルを遵守し、自然保護団体や住民の意見書などの内容も取り入れて企業として応えてきています。そうした企業であるがゆえになお、表記事業においても、企業の社会的責任という点で、企業倫理とコンプライアンスをもって事業を展開されることを切望するしだいです。一部においてであってもNEDOのマニュアルから逸脱し、自社の都合のみで事業推進を図ることのないよう求め、住民への配慮に

もとづく事業展開を期待しております。したがって事前調査結果によっては、永代にわたる土地に根ざした住民の平穏な生活が根底から覆されることもありえることを十分に考慮し、住民にとって不都合があれば、貴社は、撤退を含めて本事業を見直すことが必要になることもあると考えます。以下、再度にわたりますが、二点の要求をさせていただきます。

記

- 1、前記の意見を採り入れ、騒音・低周波音の測定予測評価結果については、補足（案）として再縦覧に付し、住民、自然保護団体などの意見聴取を求め、必要に応じて追加調査を行った上で、環境影響評価書としてまとめて行政機関に提出されることを要求します。
- 2、風車建設予定の当該地域の主要な生業は、わさびの生産、養魚場の経営であり、風車建設に伴う部材搬入路およびサイトの建設のため、大規模な山岳開削がおこなわれることで、わさび田や養魚場施設に土砂が流入することが懸念されます。土砂が流入すれば、わさび田は壊滅します。養魚場も多大な損害がでることになります。この点に関しても「地形及び地質」の環境影響評価項目から外されていました。そこでここにあらためて、開削による土砂流出に対してどのような対策を立てているのか、また、掘り起こした土砂はどのように処分するのか、住民への事前の説明を求めます。このことについても環境影響評価書（案）に示すべき内容と考えます。
蛇足としてお伝えしておけば、熱川 CEF ウインドファームの建設工事では、開削による大量の土砂が数度にわたり 3 キロ以上離れた熱川海岸に流出し、一帯から北川にかけて海を濁らせました。

たびかさなる要望、申し入れで恐縮に存じますが、以上の件について住民の生活にご配慮の上、ご高配をもってご判断くださることをご依頼申しあげるしだいです。

なお、お求めの熱川 CEF ウインドファーム近隣住民の健康被害の状況については、不十分な資料しか持ち合わせていませんが、昨年 4 月の風車ブレード折損事故までの 4 ヶ月ほどの試験運転期間中に訴えられた被害の当該自治会の調査書と、今年 2 月以降に再開された試験調整運転で訴えられている一部被害者の声を当該地区に居住する連絡協議会代表がまとめた資料を同封いたします。なお現在、当該自治会では全体的な被害状況を取りまとめ中とのことです。できたら当該地区に赴き、被害者の声を直接お訊かれになることをお勧めします。聞き取りにあたっては被害者の方々をご紹介いたします。被害は、頭痛、めまい、吐き気、圧迫感などの一般症状から鼻出血、幻覚、平衡感覚の喪失など重症化に向かいつつあるようです。夜間は自宅で過ごすことができない風車難民も出てきています。

以上